

## 令和 2 年第 13 回会津若松市

### 農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 2 年 12 月 21 日 午後 3 時 30 分から
- 2 場 所 会津若松市生涯学習総合センター多目的ホール
- 3 委 員 農業委員 19 名 農地利用最適化推進委員 18 名
- 4 出席した農業委員 18 名

		2 番委員	多田 善信	3 番委員	長尾 好章
4 番委員	渡部 一夫	5 番委員	折笠 康裕	6 番委員	星 富士雄
7 番委員	大竹 健司	8 番委員	佐野 和枝	9 番委員	小檜山 祐一
10 番委員	丸山 世子	11 番委員	吉田 和明	12 番委員	渡邊 直也
13 番委員	吉田 武幸	14 番委員	弓田 秀一	15 番委員	佐々木 隆夫
16 番委員	渡部 裕末	17 番委員	奈良橋 渉	18 番委員	渡部 政美
19 番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 18 名

1 番委員	二瓶 正貴	2 番委員	島影 盛継	3 番委員	本田 武史
4 番委員	室野井 建一	5 番委員	佐藤 直意	6 番委員	菅井 洋一
7 番委員	鈴木 衛	8 番委員	佐藤 恒男	9 番委員	渡部 政治
10 番委員	武田 久美子	11 番委員	二瓶 幸太郎	12 番委員	鈴木 純一
13 番委員	皆川 庄司	14 番委員	星 俊典	15 番委員	高橋 一美
16 番委員	岩橋 近芳	17 番委員	棚木 信治	18 番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 1 名

1 番委員	庄司 遼				
-------	------	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 0 名

--	--	--	--	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	副主幹	佐藤 良太郎
主 査	慶徳 幸一郎	主 事	相澤 俊輔		

農政課

--	--	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和2年第13回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。  これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。  総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。  また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。  なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。  また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。  本日出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。  また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。  それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員5番) 佐藤 直意 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員12番・渡邊直也委員、農業委員13番・吉田武幸委員、以上二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>始めに、議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。  提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>神指地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第52号1番について、推進委員5番佐藤より、ご報告いたします。  詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。  この案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものです。  調査月日は、12月13日午前10時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員18番) 渡部 政美 委員</p>	<p>門田地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第52号2番について、農業委員18番渡部より、ご報告いたします。  詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。  この案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものです。  調査月日は、12月14日午後1時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>湊地区担当委員より3番について説明願います。</p>

(委員4番) 渡部 一夫 委員	<p>議案第52号3番について、農業委員4番渡部より、ご報告いたします。  詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。  この案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものです。  調査月日は、12月17日午後5時より、地区担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>日橋地区担当委員より4～5番について説明願います。</p>
(推進委員10番) 武田久美子 委員	<p>議案第52号4番から5番について、推進委員10番武田より、ご報告いたします。  詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。  4番の案件については、農地所有適格法人への農地の所有権の移転を許可しようとするものであり、5番の案件については、農地の所有権の移転を許可しようとするものです。  調査月日は、12月17日午前10時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。  本件についてご質問ございませんか。</p>
	<p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。    (異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。  よって、議案第52号 は原案のとおり決せられました。    次に、議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。  提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。    日橋地区担当委員より1番について説明願います。</p>
(推進委員1番) 二瓶 正貴 委員	<p>推進委員1番二瓶より、議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番について、報告いたします。  申請の詳細は議案書記載のとおりであります。  この案件につきましては、農地法第4条第1項の規定に基づき、自営の建築業に伴う建築用資材置場を造成するものであります。  農地区分については第1種農地であります。集落接続事業に該当することから、転用許可可能なものであります。  なお、これは合同調査でありまして、12月17日午前9時20分から、農地部会より吉田 部会長、大竹 副部会長、小檜山 部会委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであります。  本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認</p>

	<p>められました。 報告は以上です。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長 吉田 武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。 本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 53 号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。 提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>湊区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
(農業委員 4 番) 渡部 一夫 委員	<p>農業委員 4 番渡部より、議案第 5 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、現在の事業規模に合わせた資材置場や通路等を整備するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については、今年度、農振農用地の変更手続きを実施し農用地区域から除外済みであり、第 3 種農地と判断されることから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、1 2 月 1 7 日午前 1 0 時 2 0 分から、農地部会より 吉田 部会長、大竹 副部会長、小檜山 部会委員の 3 名の他、地区委員 3 名、事務局 1 名の計 7 名で実施したものであり、本件については、農振法は手続き済、都市計画法は許可不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。</p>
会 長	<p>八田区担当委員より 2 番について説明願います。</p>
(推進委員 6 番) 菅井 洋一 委員	<p>推進委員 6 番菅井より、議案第 5 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、分家住宅を建設するため、所有権の移転をするものです。 農地区分について当該地は、宅地に囲まれた生産性の低い小規模農地であり、第 2 種農地の「その他の農地」に該当すると判断されるものであり、転用許可可</p>

	<p>能なものであります。</p> <p>なお、これは合同調査でありまして、12月17日午前9時45分から、農地部会より吉田 部会長、大竹 副部会長、小檜山 部会委員の3名の他、地区委員2名、事務局1名の計6名で実施したものであり、本件については、農振法は手続き不要、都市計画法は許可の見込み、土地改良区は地区外であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。</p> <p>報告は以上です。</p>
会 長	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、その調査結果を農地部会長より報告願います。</p>
農地部会長 吉田 武幸 委員	<p>地区担当委員の報告のとおり、農地部会でも何ら異議ないものと認めて参りましたことを報告します。</p>
会 長	<p>各地区担当委員及び農地部会長からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
会 長	<p>それではお諮りします。議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
会 長	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第54号 は原案のとおり決せられました。</p> <p>次に、議案第55号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p> <p>※関係する議案により農地利用最適化推進委員退席 (二瓶 幸太郎 委員 退席)</p> <p>まず、所有権移転について各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より1～5番について説明願います。</p>
(農業委員3番) 長尾 好章 委員	<p>農業委員3番長尾より議案第55号所有権移転の1番から5番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、認定農業者への所有権の移転です。</p> <p>農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき11月23日午前9時より地区担当委員3名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	<p>高野地区担当委員より6番について説明願います。</p>
(農業委員14番) 弓田 秀一 委員	<p>農業委員14番弓田より議案第55号所有権移転の6番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、農家間における所有権の移転です。</p> <p>農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構</p>

<p>会 長</p>	<p>想の内容に照らして、調査チェック表に基づき12月17日午前9時より地区担当委員2名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>(推進委員12番) 鈴木 純一 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より7番について説明願います。</p> <p>推進委員12番鈴木より議案第55号所有権移転の7番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者への所有権の移転です。 農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき12月6日午前9時より地区担当委員3名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>次に、利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より1～6番について説明願います。</p>
<p>(推進委員8番) 佐藤 恒男 委員</p>	<p>推進委員8番佐藤より議案第55号利用権設定の1番から6番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 1番から2番の案件は、農家間における利用権設定であり、3番から6番の案件については、農地中間管理機構を活用した利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき12月18日午前9時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>高野地区担当委員より7番について説明願います。</p>
<p>(農業委員14番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>農業委員14番弓田より議案第55号利用権設定の7番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき12月18日午後3時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>神指地区担当委員より8～16番について説明願います。</p>
<p>(推進委員5番) 佐藤 直意 委員</p>	<p>推進委員5番佐藤より議案第55号利用権設定の8番から16番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき12月13日午前10時30分より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>門田地区担当委員より17～19番について説明願います。</p>

(推進委員 2 番) 島影 盛継 委員	<p>推進委員 2 番島影より議案第 5 5 号利用権設定の 1 7 番から 1 9 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>1 7 番から 1 8 番の案件につきましては農家間における利用権設定で、1 9 番の案件につきましては青年等就農計画の認定を受けた一般法人に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 2 月 1 4 日午後 2 時 3 0 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	大戸地区担当委員より 20～22 番について説明願います。
(農業委員 7 番) 大竹 健司 委員	<p>農業委員 7 番大竹より議案第 5 5 号利用権設定の 2 0 番から 2 2 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、1 2 月 1 2 日午後 5 時 3 0 分より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	荒井地区担当委員より 23～27 番について説明願います。
(推進委員 12 番) 鈴木 純一 委員	<p>推進委員 1 2 番鈴木より議案第 5 5 号利用権設定の 2 3 番から 2 7 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>2 3 番の案件につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定であり、2 4 番から 2 7 番の案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 2 月 1 5 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	川南地区担当委員より 28～35 番について説明願います。
(農業委員 6 番) 星 富士雄 委員	<p>農業委員 6 番星より議案第 5 5 号利用権設定の 2 8 番から 3 5 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>3 1 番につきましては、館ノ内地区も含まれておりますが、面積の広い川南地区よりご報告いたします。</p> <p>2 8 番から 3 4 番の案件につきましては、農家間における利用権設定であります。なお、3 4 番につきましては、果樹栽培のための利用権設定であることから、賃借料が高額となっております。</p> <p>3 5 番につきましては、農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき 1 2 月 1 5 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会 長	館ノ内地区担当委員より 36～37 番について説明願います。
(推進委員 14 番) 星 俊典 委員	<p>推進委員 1 4 番星より議案 5 5 号利用権設定の 3 6 番・3 7 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p>

<p>会 長</p>	<p>36番の案件につきましては、荒井地区も含まれておりますが、面積の多い館ノ内地区よりご報告いたします。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき12月15日午後2時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>(農業委員5番) 折笠 康裕 委員</p>	<p>八田地区担当委員より38～41番について説明願います。</p> <p>農業委員5番折笠より議案第55号利用権設定の38番から41番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき12月12日午前10時30分より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員11番) 吉田 和明 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より42～44番について説明願います。</p> <p>農業委員11番吉田より議案第55号利用権設定の42番から44番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき12月20日午前9時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員17番) 棚木 信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より45～49番について説明願います。</p> <p>推進委員17番棚木より議案第55号利用権設定の45番から49番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>45番から47番の案件につきましては、農家間における利用権設定であり、48番から49番の案件については、農地中間管理機構を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき12月19日午前10時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局より50～52番について説明願います。</p> <p>事務局より、議案第55号利用権設定の50番から52番についてご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、和泉地区の集落案件であり、農地中間管理事業による利用権設定であります。</p> <p>申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p>

(農業委員 14 番) 弓田 秀一 委員	利用権設定の 4 4 番、4 5 番について賃借料が低く設定されているがなぜか。
会 長	事務局
事務局	圃場が不成形であり、また、これまで耕作されていないため条件が悪く、記載の賃借料となっております。
会 長	弓田委員、よろしいですか。
(農業委員 14 番) 弓田 秀一 委員	了承しました。
会 長	他にございませんか。
	(なし の声あり)
会 長	それではお諮りします。議案第 55 号 農用地利用集積計画の作成について を原案どおり決することにご異議ございませんか。
	(異議なし の声あり)
会 長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 55 号 は原案のとおり決せられました。
	(二瓶 幸太郎 委員 着席)
	次に、議案第 56 号 農用地の買入協議の要請について を議題といたします。 この案件につきましては、農業委員会に対し農用地の所有者が所有権移転に係る申し出を行ったにもかかわらず、地元認定農業者へのあっせんが困難であり、農地中間管理機構による買入協議が特に必要であると農業委員会が認めたときは、市町村長に対し買入協議の要請を行うことができると農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項に定められていることから、その内容について審議するものです。 提出案件について、地区委員の報告を求めます。
	川南地区担当委員より説明願います。
(農業委員 2 番) 多田 善信 委員	農業委員 2 番多田より議案第 5 6 号農用地の買入協議の要請について、ご報告いたします。
	詳細については議案書記載のとおりであります。
	この案件につきましては、農業委員会へ農地譲渡のあっせん申出があったことについて、1 2 月 7 日午前 1 0 時 3 0 分より、会津若松市役所北会津支所会議室 7 において、農地中間管理機構を含めたあっせん会議を開催いたしました。が価格面で折り合いがつかず、調整結果は不調に終わりました。
	当該農用地は基盤整備事業が実施された集团的にまとまりのある優良農地であり、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営を営む者への利用集積を図ることが望ましいため、農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 1 項に基づき、市長に対し買入協議の要請をするものであります。
	報告は以上です。
会 長	地区委員からの報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。

<p>会 長</p>	<p>(なし の声あり)</p> <p>それではお諮りします。議案第 56 号 農用地の買入協議の要請について を原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第 56 号 については原案のとおり決し、市長に対して買入協議の要請を行うことといたします。</p> <p>次に報告に移ります。</p> <p>報告第 29 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、 報告第 30 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告第 31 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についての報告をお願いいたします。</p> <p>事務局より報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第 29 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の 1 番から 9 番について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらの案件につきましては相続により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p> <p>次に、報告第 30 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>この案件につきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p> <p>都市計画法上の意見として、①都市計画道路（3・4・105 高瀬東山線）区域内での建築の場合、都市計画法第 53 条第 1 項の許可が必要です。</p> <p>②令和 2 年 11 月 5 日付け会津若松指令開第 1384 号で許可した開発行為の内容を遵守すること。との意見が付されております。</p> <p>次に、報告第 31 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告いたします。</p> <p>届出の詳細については、議案書記載のとおりです。</p> <p>これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。</p> <p>都市計画法上の意見として、1 番から 3 番及び 5 番には、①隣接する土地との境界を明確にすること。②施工の際は隣接地に影響のないよう十分配慮すること。③必要に応じ、道路・水路等について、関係部局と協議のこと。④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること。との意見が付されております。以上報告でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上、報告でございます。ご了承願います。</p> <p>以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。</p> <p>(午後 4 時 15 分 閉会を宣言する。)</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和2年12月23日

会津若松市農業委員会 会長

12番農業委員

13番農業委員